

飛沫防止用シートを設置する際の注意点

新型コロナウイルス感染拡大に伴って、感染防止対策として店舗のレジカウンター、事務所のカウンター等へ飛沫防止用シートを設置されている事業所が増えていきます。



【飛沫防止用シートが設置されている様子】

先日、他都市の商業施設において、シートに着火する火災が発生しました。シートの材質によっては燃えやすいこともあり、大きな火事に繋がる可能性があります。

飛沫防止用シートを設置する際は、次の点にご注意ください。

- ▶ 火気を使用する設備や器具、白熱電球などの熱源となるものから距離を取ってください。また、近くで喫煙もしないでください。
- ▶ スプリンクラー設備のヘッドや自動火災報知設備の感知器の多くは天井面に設置されているため、これらの設備の近くに飛沫防止用シートを設置する際は、散水障害や感知器の作動障害とならないように注意してください。
- ▶ 避難の支障とならないように設置してください。
- ▶ 必要に応じて難燃性又は不燃性のものの使用を検討してください。



高層建築物、不特定多数の方が出入りする施設では、シートがカーテンや間仕切りとみなされる場合には、消防法の規定(防災物品)に適合させる必要があります。

飛沫防止用シートの設置について、不明な点がありましたら、消防本部予防保安課又は最寄りの消防署までお問合せ下さい。

【問い合わせ先】

四日市市消防本部
予防保安課予防係
TEL:059-356-2008